

特集 宗教の自由と政教分離

対談 現代アメリカからみる 「法の支配」と宗教

—新たな「宗教の自由」の広がり と 立憲体制—

駒村圭吾¹・松本佐保²

司会 島蘭進³

2024年8月2日実施(於 慶應義塾大学)

近年、「信教の自由」(アメリカでは「宗教の自由」)や、「政教分離」に対する理解が世界規模で変容しつつある。政教分離といった政教関係をめぐる規範的な概念が「ポストセキュラー」などとして語られるようになり、宗教と政治の関係の「あるべき姿」が不透明化している。その結果、世界の政治や倫理規範の理解にも混乱が生じている。政治学的にも、ポピュリズム、新たなナショナリズム、ポストコロニアリズムといった近代的価値の再評価が進む中、とりわけ世俗(セキュラー)と宗教の関係に注目すると、従来の規範が崩壊しつつある状況が見られる。

このような状況を踏まえ、『現代宗教2025』の特集「宗教の自由と政教分離」では、世界的な視野で宗教と政治の関係を再考することを目指している。その一環として、本冊談では憲法学の駒村圭吾氏と国際政治学の松本佐保氏をお招きし、現代アメリカ政治と宗教問題を中心に語っていただき、特集全体の見直しを探っていく。



¹ こまむらけいご：慶應義塾大学教授

² まつもとさほ：日本大学教授

³ しまぞのすすむ：(公財)国際宗教研究所理事長

混迷する「宗教の自由」

島藺 日本における「信教の自由」は、明治初期、明六社の時代に定着した訳語だったと思いますが、現代アメリカでの用法を訳すと「宗教の自由」になります。日本でも「宗教の自由」という言葉が用いられることはありますが、日本の憲法用語としては「信教の自由」が用いられています。近年、この意味がだいぶ変化してきていると感じます。同時に、「政教分離」という言葉、これはフランス語でいうと「ライシテ」に当たります。従来、欧米や日本のアカデミズムでは、これこそが規範と理解されてきたわけですが、近年どうもそうではなくなっている。ライシテを、セキュラリズムやセキュラリティーと訳すとすると、それもポストセキュラーやポストセキュラリゼーションなどと言われるようになっていきます。

要するに、宗教と政治の関係について、あるべき姿が分かりにくくなっている状況にあると感じています。そして、世界の政治や倫理規範の理解が混乱している状況があります。政治学的にはポピュリズムとか、新たなナショナリズムとか、ポストコロニアリズムとか言われるような近代的な価値の見直しがあります。中でも宗教に焦点を合わせると、世俗（セキュラー）と宗教の間の関係について、従来の規範だったものが崩れてきているようです。このような観点から世界中を見渡してみようというのが、『現代宗教2025』の特集企画です。

その中で、この鼎談には全体的見直しをつくる役割を期待しています。そこで、憲法学がご専門の駒村圭吾先生と国際政治がご専門の松本佐保先生にご参加いただき、そのあたりの見直しをつけたいということです。

この特集は、「宗教の自由と政教分離」というテーマを掲げています。この二つは、第二次世界大戦後のある種のヒューマニズム的な理想と結びついて、国際的にもあるべき社会の規範の一部になっていたものではないかと思います。それが今、どう変化しているかということで、まずは駒村先生から、宗教の自由が武器になっているというお話をしていた

だけますと、そこからさらに理解を深める方向へと展開していけると思っています。

駒村 駒村でございます。憲法を研究しております。比較素材に使っているのがアメリカ憲法なので、アメリカ憲法の現状から問題提起させていただきます。近時のアメリカ最高裁判例の中に、合衆国憲法修正1条に関する新しい動向が現れ始めています。この修正1条とは、信教の自由／政教分離と表現の自由についての規定です。近年、この修正1条が、“武器化”しているとの指摘がなされています。この「武器化」という言葉は、2018年にフェミニズム法学者のキャサリン・マッキノンが用いたものです。どういうことかと申しますと、従来、表現の自由は、公権力からのさまざまな介入に対して「盾」としてはたらき、介入を排除するという役割を果たしてきた。つまり弱者の盾であったわけです。ところが、既に1980年代以降の最高裁判例の中で、むしろ強者の武器になりつつある。例えば、政治献金は大企業の表現の自由の一部であるとか、ヘイトスピーチも表現の自由であるとか、そういう用い方によって、強者が規制から逃れることを可能にしている、逆に言えば、社会的弱者の盾を打ち破って言論空間を強者の言説と論理で覆い尽くすことを可能にしている、とこういうわけです。強者が規制から逃れるための武器として、表現の自由が利用されているということが指摘されています。そして、このことは恐らく、信教の自由についても妥当しつつあるのではないかと、ということが私の問題提起です。

少なくとも、現状のアメリカ合衆国の憲法政治の一つの断面として、信教の自由が武器化していることが指摘できると思います。少し長くなってしまうのですが、いくつか判例を紹介します。

例えば同性愛の問題です。近年、アメリカでは同性愛者のステータスが高まりつつありましたが、徐々にバックラッシュにあっていくという状況は、皆さんもご存じでしょう。この問題に関連して、Masterpiece Cakeshop, Ltd. v. Colorado Civil Rights Commission 事件連邦最高裁判決 (584 U.S. 617 (2018)) という判決が下されています。あるケーキ

職人が、同性カップルからウェディングケーキの作成を依頼されましたが、信仰上受け入れられないのでそれを拒否しました。コロラド州の人権委員会は、ケーキ職人の行為が反差別法に違反するとして、ケーキの提供を強制する命令を出します。これに対して、連邦最高裁が同委員会の判断を違憲としたのがこの判決です。ただ、この判決は、実は、信仰に基づいて業務提供を拒否する自由を制約すること自体が憲法違反であるとしたわけではありません。人権委員会において命令を出す過程で行われた議論の仕方が、宗教に対する敵意に満ちているものであったため、命令を出す判断過程に偏向が見られるということを理由に違憲にしたのです。ですから、ある意味で核心的な論点に答えるものではありませんでしたが、2023年6月に、今度ははっきりと信仰を理由とする業務提供の拒否が認められました。303 Creative LLC v. Elenis 事件連邦最高裁判決 (600 U.S. 570 (2023)) がそれです。この事件は、ウェブデザイナーが同性カップルの結婚に関するホームページのウェブデザインを拒否したことは信教の自由に基づき正当化できると判断をしたものです。

連邦最高裁の動向としては、2022年6月に下された *Dobbs v. Jackson Women's Health Organization* (597 U.S. 215 (2022)) も重要です。これは、1973年の *Roe v. Wade* 事件連邦最高裁判決 (410 U.S. 113 (1973)) 以来、約50年近く認められてきた中絶の権利を全部ひっくり返して、そんなものは憲法のテキストにも、憲法の歴史にも存在しない権利であると述べた判決です。アメリカでは、医師に対して信仰を理由に中絶の施術を拒否できることを認める州法の制定が相次いできました (ロイターの報道によれば2019年には46州にのぼる (2019年11月20日))¹⁾。つまり、以前から中絶の権利は医師の宗教的拒否権に浸食されてきたわけで、*Dobbs* 判決の登場はこの傾向にとどめを刺すものと言っていいでしょう。

さらに、州政府がモーゼの十戒の掲示を公立学校などに命ずることがあります。これはもうずいぶん前、1980年には、政教分離に抵触し憲法違反であるという判決が固まっていました。しかし2000年代に入って、今のロバーツ・コート²⁾の前のレインキスト・コート³⁾において、

許される場合があるというふうには軌道修正されました。詳細は省きますが、政教分離に違反しない場合もあるとして規制緩和を認める方向に出たのです。これを受けて、今年の6月に、ルイジアナ州のジェフ・ランドリー知事が、公立学校に十戒の掲示を義務づける州法に署名をしました。2025年には発効するようですが、トランプ現象のある種の余波として、そういう州が出てきたのです。この知事の主張が興味深くて、大要、「そんなに法の支配 (rule of law) が大切であれば、ローの始原的立法者、つまりモーゼの言葉こそ、法の支配の出発点である、どこが悪いのだ」と開き直りとも言える発言をしています。

以上を総括しますと、かつては政教分離という矩の範囲内あるいは条件設定の中で、各人が信教の自由を謳歌しようというのが憲法の基本的なあり方でした。しかし、近時、信教の自由を使って政教分離を打ち破る、あるいは信教の自由を使って一般的な法令上の義務を免除する、というかたちで信教の自由が政教分離を破壊する武器として用いられている状況があります。冒頭にマッキノンの表現を引きましたが、これは、同じ修正1条に規定されている表現の自由と同様の運命を今、信教の自由もたどりつつあるのではないかということで、以上を最初に問題提起させていただきます。

島菌 ありがとうございます。これはアメリカに特有のことなのか、世界的にも見ることができるのか、どういう視点から考えていったらよいのでしょうか。松本先生、何かございますでしょうか。

松本 まずアメリカの話、詳しくありがとうございます。モーゼの十戒についてのルイジアナ州のケースは、存じ上げなかったので非常に勉強になりました。

確かに宗教の自由という考え方は、アメリカでは国務省でも共和党が非常に強くこれを推して、第一次トランプ政権の頃かその前から、その動きが顕著にありました。私はこれまで、ワシントンでいわゆるロビーというかシンクタンクでインタビューをしてきました。その中で、

ファミリー・リサーチ・カウンセルというシンクタンクがあります。日本語では「家庭調査協議会」と訳され、名前はとてもニュートラルに聞こえるのですが、このシンクタンクはアメリカにおけるキリスト教・福音派の最大の政治勢力といっても過言ではない組織です。その広報のトップの方に、私は2、3度インタビューを試みたことがあります。彼らは宗教の自由を強く掲げていて、その中で、中絶を拒否する権利についてもおっしゃっていました。が、これには実は、内政バージョンと外政バージョンがあります。内政バージョンは、今、駒村先生にお話しいただいた内容なので繰り返しません。外政バージョンに関してですが、例えば中国で起きている宗教弾圧について、プロテスタントの牧師であるボブ・フーという方がいます。私はこの方にもインタビューをしたことがあり、交流もあります。彼は中国で投獄されて、命からがらアメリカに亡命しています。その後、彼は特に対中国を意識して、ワシントンに宗教の自由を掲げる組織を作りました（現在はその事務所をテキサスに移転）。国務省でも、共和党系の人たちが組織する宗教の自由大会がありますが、彼はそれに必ず出てきて、登壇しています。

それ以外にも、中国におけるウイグルのイスラム教徒、それからチベット仏教徒たちのロビーがワシントンにはたくさんあります。ファミリー・リサーチ・カウンセルはこういうところと連携して、外交面では中国や北朝鮮、いわゆる信教の自由がない国に圧力をかけるために、アメリカの国務省に影響力を行使する活動をしています。実はアジアだけではなくアフリカや中東のイランにいるキリスト教徒など、弾圧されている人たちのため、宗教の自由を守るための人権問題として活動しています。それについては、私もある程度賛同できます。しかし、内政に関しては、今、駒村先生が取り上げてくださったような問題もあります。コロラド州のケーキ職人の裁判でも、ファミリー・リサーチ・カウンセルは、ケーキ職人を支援するグループを立ち上げて、ケーキ職人のための弁護士を雇うなど、いろいろな活動をしています。それからケーキ職人の問題は、宗教の自由が武器化し、ひいては同性愛者に対する差別につながりかねないというところは私も危惧します。ただこのケーキ職人

と同性婚するカップルとは、以前から付き合いがあって、例えば、誕生日ケーキについては問題ないということで作っていたと思います。けれども結婚となると、ケーキ職人の信仰上、同性婚は認められないから断ったというケースだったと思います。恐らく、「同性愛者に対してのヘイトではない。普段の付き合いにおいては、ある程度、カップルの存在は認めているけれども、結婚となると特別なので、そこは勘弁してもらいたい」というケースであると私は受け取っていました。

もう一つおっしゃったウェブデザインの話は、恐らく同性愛者に対する差別的な対応になると思いますので、それは判断が難しいと思います。

駒村 おっしゃるとおりで、「自分の店で売っている他のケーキやクッキーなら、どうぞ買ってください、しかしウェディングケーキだけは勘弁してください」ということです。ウェブデザイナーの方は、信仰に基づく拒否権と同時に、芸術家の表現の自由も主張されています。芸術表現に対して、本人が嫌がる内容を政府が強制することはできないという、リベラルから見ても、なるほどそうかもしれないよね、と思わせる内容を含んでいます。今、ロバーツ・コートという、ブッシュ政権とトランプ政権の任命でできあがっている最高裁で保守化しているわけです。

松本 していますね。

駒村 確かに「近時の最高裁判決は非常に保守的で、気持ちの悪いイデオロギー的な判決だ」と言う人もいますが、ただ、リベラルから見ても、実は真っ向から否定できない論理を含んでいるところもある、ということは指摘しておきたいと思います。それから今、松本先生がおっしゃった、内政と外政の問題があるということ、そして両者にはアンビバレンスなどところがあるということ、これはまさにそのとおりです。内政については、最高裁の保守化と信教の自由の武器化を警戒要素としてあげま

したが、外政でもリベラルな宗教政策の武器化が指摘できる。現在のバイデン政権も、ブリンケン国務長官がこの間、信教の自由に対する国際報告書を出していますが、これは。1998年の「国際信教の自由法 (International Religious Freedom Act)」に基づくものです。信教の自由を重視する姿勢を外交戦略の柱として出していますね。

松本 そうです。

駒村 ミャンマーのロヒンギャの問題や、ウイグルのムスリム少数派の弾圧に対して、アメリカ国務省、アメリカ大統領府は強く世界に訴えかけていて、反イスラム、反ユダヤ両方ともまずいということも含めて、問題提起しているわけです。ただ、これが普遍的な適用ではなく非常に選択的な、例えば対中政策に対する切り札として用いられ、あるいは反ユダヤは許さないが、反ムスリムは異なる態度をとる…というようなことになってくると、同じように外交の「武器」として、宗教の自由が用いられることになってくる可能性があるのではないかと思います。

政教分離規範の変容

島藺 2024年7月22日に国際宗教自由 (IRF) サミットが東京で開催されていて、チベットやウイグルなどの問題を取り上げていましたが、統一教会 (世界平和統一家庭連合) の支援があったという報道もあったと記憶します。

松本 そうです。私、実は参加しました。

島藺 参加されたんですね。

松本 統一教会の関係者もかなり来場していましたが、統一教会だけではなく、エホバの証人、幸福の科学、サイエントロジー、あらゆる新宗

教系の宗教団体が参加していました。私はアメリカ国務省の共和党系のハドソンにいる女性研究者と交流があり、その方の提案もあり、先ほど述べた中国のボブ・フー牧師と一緒に登壇しました。

島蘭 イタリアの弁護士で何十年も「カルト」的な宗教団体の弁護をしてきたマッシモ・イントロヴィーニユは来てましたか。

松本 来ていました。

島蘭 彼は1980年代くらいから知っていますが、福音派などとはまったく関係がない、ただただマイノリティーの宗教を応援すること一筋でやっている人物です。そういう人を引っ張り出して、宗教の自由を問題にしているわけですね。それからクアッド (QUAD)。安倍元首相の提唱だと思いますが、自由で開かれたインド・太平洋ということで、インドを味方にしようということだと思いますけれども、今のモディ政権は宗教的にはヒンドゥーを表に出して、イスラムに対して抑圧的な政策を次々出している人だと私は理解しています。ロシアのプーチンも、同性婚には強く反対で、それを認める西ヨーロッパに対する戦いは、文明的にも意義があるのだということも主張していて、ロシア正教会のキリル総主教とも同じ立場に立っています。そういう意味では共和党政権になると、いわば宗教右派の世界的な連合のようなところでは、西ヨーロッパ対アメリカの対立軸も見えてくるのではないかと思います。

6月21日に「国際ヨガデー」というのがあります。これはモディの提案で、パン・ギムン事務総長のときに、国連としてそういう日を制定して、そこにモディと連携しているヨガ推進団体の人を招いています。私はびっくりしたのですが、国連がそういうことについて、やや甘いのではないかと思います。それから、ライシテというと、西ヨーロッパの規範をある程度そのまま受け入れてきた国として、日本がそうであると同時に、トルコやインドがあります。インドの国民会議派は、ヒンドゥーとイスラムの対立を超えるような、セキュラーな体制による協和が理念

だったと思います。トルコも、ライクリッキ⁴⁾という言葉があって、ずっと政教分離が国是だったと理解しています。しかし2020年に、イスタンブールにあるアヤソフィア、あそこはほとんど博物館になっていたのですが、それを礼拝所に戻した。イスラムの礼拝が、そこで行われるようにしたという展開があります。トルコのエルドアン大統領は、抑圧されてきた貧しい地域出身のイスラム教徒で、それを基盤にした政治勢力を立ち上げて、投獄されたりしながら、ついに政権を握った人物です。

フランスとアメリカが少し違う形で、政教分離こそ近代社会の規範であり、立憲政治と民主主義の根本にあるものだと捉えていたわけですが、国際社会としては規範としてはっきりしなくなってきていて、アメリカもそれを引っ張るとともにその影響を受けているという関係になっているのではないかと思います。

ですので、日本の政権が、日本会議とか神道政治連盟などに接近するというのも、同時的な現象として捉えられるのではないかと感じたりします。少し広げてしまいましたが、そのような観点から宗教の自由が、宗教右派か特定宗教の規範に肩入れする政治的影響力を強めるようになってきている。そういう方向で世界的に起こっていることを捉えられるのかなと感じています。一方でフランスは、ライシテを断固として堅持し、その方向で国民的アイデンティティを維持している国とされてきたわけですが、伊達聖伸氏が最近、興味深い指摘をされています。それは、極右とされるル・ペンの政党が、イスラムへの対抗のためにライシテを主張していることです。しかし実は、その背後にカトリックの保守勢力があるという、複雑な形もあるようです。ですので、信教の自由、宗教の自由が武器になっているとすれば、ライシテも便宜的にというのか、政治状況に引っ張られるような捉え方をされていて、それまで受け入れられてきたような、ある種の普遍的な原理というのか、理念というのか、そういうものとしての力が弱まっているということかと思いません。

駒村 そうですね。政教分離は、もともと信教の自由の保障を確かなものにするためにある制度的保障でした。けれども、それが宗教一般と国家の間の関係に秩序と節度をもたらすという方向から、ある種、選択的に適用されて、特定の宗派を排除するために使われるのであれば、今度は政教分離の武器化ということになりますよね。

松本 ライシテ、イコール世俗化ではないのですが、少し前に、世俗化原理主義という言葉が使われていた時期があります。特に欧州で顕著ですが、世俗化こそ近代化であり、民主主義であり素晴らしいと祭り上げること自体が、行き過ぎなのではないかという考え方です。例えば、EUという枠組みでも当然、EUができた直後は、ドイツとフランスをどうやって仲直りさせるかについて、お互いの赦しが非常に重要であるということで、キリスト教的な「赦し」という考え方が前面に出てきました。その後、経済が発展したこと、イスラムの移民たちがヨーロッパに入ってきたことで、欧州の国々では行き過ぎた世俗化に対して反発しているのではないかと思います。

もちろん、キリスト教VSイスラム、世俗化VSイスラムではないのですが、宗教に関わる問題なので、それは配慮しなければならないのではないかということが、EUの内部でかなり議論されていました。一方で、それまでEUの規約にはっきりと宗教を明示するような文言はなかったのですが、リスボン条約ではあえて神とか、そういう文言を入れ



松本佐保 (まつもと・さほ)

日本大学国際関係学部教授。専門は国際政治と宗教の関係。関連する著作として『アメリカを動かす宗教ナショナリズム』（ちくま新書、2021年）、『パチカンと国際政治』（千倉書房、2019年）など。

て、その場合の神はキリストの神でもあるし、イスラムの神でもユダヤの神でもありえるということで、世俗化が素晴らしいということだけではなく、多元主義的な宗教に配慮することが、EUの枠組みでもなされてきたということはあります。世俗主義も放っておくと武器化する危険性があるのかなというのは、そのとき思いました。

多元的な近代化と宗教、国家

駒村 宗教現象を世俗的な面と宗教的な面とに分けて、そこに法秩序を組み立てるという論法は、日本の最高裁がずっと取ってきたアプローチです。お二人のほうが専門家ですが、フランスのライシテも、反セクト法につながる運動の中で揺れ動いてきて、当初はギュイヤール報告書(1995)でセクト、カルト的な宗教とそうではないものをリスト化して、分けていましたが、でも、ライシテの精神からすると、本来それはやってはいけないことですよ。国家が宗教団体を類別するのは危険であるはず。国家が宗教的な面に介入するのは避けて、世俗的な面に照準しようということになり、暴力主義的な団体あるいはラディカルな人権侵害団体といった、ある種の世俗的な用語でこれらを定義する方向に向かいましたよね。

恐らく、後で話題になると思いますが、日本の宗教勧誘に関する取り締まりの法律も、そういう考え方でできていると思います。つまり、この宗教はまずいから排除しよう、こちらの宗教は穏当だから残しておこう、という類別を避けるために、一般的な法律用語つまり世俗的な法の論理で定義したわけです。けれども、これを選択的に適用するということになると、今度は国家が特定の宗教を巧妙に排除できるようになるし、権力はこれを武器化できるようになる。政教分離がそのための道具に使われる可能性がありますので、世俗と宗教を分けることは確かにとても重要ですが、しかし世俗一本槍でやると、今度は普遍的な制度の裏で、非常に隠蔽された形で特定宗教の排除が行われる可能性が出てくる。

島蘭 世俗と宗教を区別すること自体、すでにどうかという議論もあります。タラル・アサドがもっとも強力な議論を展開していると思います。彼の主張は、世俗と宗教の区別はそもそも西洋の枠組みの中でできてきたもので、キリスト教的な背景があるというものです。タラル・アサドの父は欧州出身のジャーナリストで、後にパキスタンで国連大使をやっていたといいます。母はサウジアラビアの族長の娘です。彼自身もパキスタンで育って、高校生ぐらいのときにイギリスへ留学し、世俗教育を受けて人類学者になったという経歴を持ちます。宗教的あるいは世俗的な教育という区別はイスラムにはそもそもない。普段の生活が宗教的に構成されているので、彼にとってはむしろそちらのほうがノーマルというか、世界観として普通。それを世俗と宗教というように分ける枠組み自体が、ローマ帝国の中に少数集団として存在するところから始まったキリスト教というところから来ていて、それを他の社会に当てはめるのは難しいのではないか、という議論もあると、私も思います。

日本の場合、これは中国も含めてですが、そもそも儒教は世俗的なのか宗教的なのか非常に難しい。つまり、超越的な法に基づく社会秩序を構想するという点では、宗教的なバックグラウンドがあるけれども、この世を超えた何かに従う、あるいはこの世を超えたどこかに到達するという理想を持っているわけではない。この世において、理想的なことを実現するという点では、儒教というのは世俗的な枠組みです。今の中国は世俗的な国家であるかどうか、ある種の世界観、習近平思想あるいは儒教官僚的なものが共産党官僚制になった、特定規範的体系の教える普遍的法則に基づく官僚支配という伝統があるわけです。それ自体ある種、宗教に類するようなものであって、それに多様性を認められるような枠組みをどう課すかが問題です。というか、これが現代の人類社会が持っている課題であって、そういう多様な世界観の枠組みをどう調停して、思想的マイノリティーが抑圧、排除されないような枠組みをつくっていくかという中で、起こっている混乱と考えたりします。

駒村 近代を受け入れるかどうか、ということだと思います。近代の枠

組みの中で国家を形成し運営していくのと、非近代あるいはプレモダンで行くのと二つの道があって、両者は基本的には和解できないと私は思っています。自制して共存する枠組み自体が近代の枠組みであるならば、少なくともそのレベルで受け入れてもらって共存する道を考えるしかない。もちろん、近代も専制化する方向に流れる可能性があり、また、宗教もそういうものを潜在化させていますし、先ほど松本先生のおっしゃった、世俗主義の武器化みたいな問題もある。両者の自制をどのようにして可能にするのかという問題が、最後には出てくるのではないかと思います。

中国はおっしゃるように両面的かなと思います。「宗教の中国化」ということが言われることがあります、それはやはり、「宗教はアヘンである」というように、ある種の宗教の反革命性に対する危惧があるということでしょうか。そういう意味では、共産党にとっては切実で、共産主義と相容れる宗教でないと駄目なので、宗教に対してリフォーメーションを要求するということになります。もう一つ、地方をいかに官僚的に統制するかという問題もあるように思われます。中央はしっかり統制しているが、周縁に行くとそもそも何が起きているかすら分からない。地方政治の統制の未確立が、末端における小規模の宗教団体に対するコントロールの問題として出てきている面もあるのではないのでしょうか。でも、ただ宗教の改革を政府がやっていいのかどうか。もちろん、ある意味で、中国は昔から、仏教を取り入れて中国化してきたという歴史があるわけです。が、長い悠久の歴史の中でそうになっていったわけで、前衛政党がいきなり宗教を政治的に改変させようとする「共産党化」とは異なると思います。いずれにしても、そういった宗教の政治的統制という動機と、巨大な中央集権をいかに維持するかという世俗的な関心の両方で、中国は揺れ動いているのかなという気がします。

島菌 中国的な近代化、今は「中国的な現代化」と訳していますが、恐らくイスラム諸国も、「イスラム的な近代」を主張するのではないかと思います。ある意味では日本もかつて、日本なりの近代化があるという

ことを主張してきたし、今でもそういう意識がある。ただその時代、50年前でいえば圧倒的に西洋中心の世界秩序だったので、西洋風の近代にオルタナティブを示すのが難しかった。ところが今や、チャールズ・テイラーが西洋のことを「北部大西洋世界」と言ったように、そういう領域として考えてみると、ヨーロッパの中でもそんなに広くない。北アメリカでも、メキシコは入るのかどうか。そういうところで考えると、世界をリードするような理念の上でも、「西洋」がそういう場ではなくなってきているのではないかと考えます。ですので、私は近代・非近代と考えるよりは、並行して交流が進んできている諸規範文化の多様性をどう受け入れて、排除しないような秩序を構想するかという形で考えていけば、先生がおっしゃることと大体、同じような意味になるかと思うんですが、よろしいでしょうか。

駒村 そうだと思います。ですので、国家と宗教の関係に限局して言えば、その関係に対する近代バージョンと、それ以前のバージョンがある。この二つだけというわけではないと思いますけれども、こういった二極それぞれが共存できる状況の創出、あまり専制化しないで、お互い自制しましょう、武器化はしないようにね、という体制の創出を目指すということです。ご指摘のようないろいろな文化規範の交流が生む多様性を、そのような共存を創出する過程で取り入れるということです。世俗国家では、国内にいるさまざまな宗教団体に対して、それらの維持、持続、共存を図り、宗教国家については、公認宗教はあるにせよ、そうではない少数宗教、あるいは少数思想、少数道徳に対しても生きる余地を与える。そういう節度を持っていただくということです。非常に言うは易く行うは難しですが、それを目指すしかないのではないかなと思います。

松本 さきほど中国の話が出ましたが、中国でも中心というか、例えば北京とか上海では、意外にも教会の存在が割と認められています。「中国政府が宗教弾圧を行っているというのはうそだ、僕たち私たちの政府

は子どもたちが教会に行くことを認めてくれている」、ということも、結構オープンに言っている人もいます。ところが、地方に対する弾圧は容赦ないようで、実際に、中国にある公認教会、愛国公認教会というのでしょうか、そうしたキリスト教会にある日突然ブルドーザーが来て、一気に建物を潰したとか、そういうことが中国の地方では珍しくないという話も聞きます。

それからベトナム。私はベトナムには観光でしか行ったことがありませんが、南ベトナムはフランスの影響が強く、ホーチミンには歴史的な建造物や素晴らしいカトリック教会もあります。訪れたのがクリスマスの時期だったので、教会の広場の中で、「プレセピオ」というキリストが生まれた瞬間、マリアとヨセフの馬小屋のシーンが再現されていて、たくさん人がいて賑やかでした。そういうことを何度も目にしたことがあります。それで先日、宗教の自由サミットにベトナムの方も来られていて、その方がベトナムにおける現政権の宗教弾圧に関する話をされたんです。私が今話した南部の教会のことを踏まえて「ベトナムは中国より宗教に関して自由だと思うけれど、いかがですか？」と聞いたら、「いや、それは大きな街とか、外国人の目につくところでは、自由はありますよ。でも地方ではすごく厳しい弾圧や締め付けが行われている」とおっしゃっていました。

だから多分、国を統治するという面において、国家はいろいろな宗教や異なる勢力が力を持っていることに対してものすごく脅威を感じている。だからこそ、そういうことをやるのだなというのは、とても思いました。

島 蘭 習近平政権になって相当締め付けが厳しくなってきたり、私もコロナも含めてさまざまな要因がありますが、中国の宗教研究者との交流の機会がどっと減りましたね。昨今は、オンライン会議をやっても最初に共産党の人が出てきて、習近平の考え方みたいなものを話すんです。その後で研究者たちは韜晦というか、本当に言いたいことを婉曲に言う状態になっていると感じました。今、非常に無理な状態が続いてい

るのではないかと思いますね。その前の胡錦濤の時代だったらもちろん違ったし、鄧小平の時代もそうだった。天安門事件以後、次第に悪くなって、今こういう状況になりました。中国は、人によって数え方があ
るけれども、宗教人口は相当あるといわれてますね。キリスト教で1億人
といたり、仏教徒も相当の数があるはずで、共産党思想、それもかなり
儒教的なものを取り入れたりしているわけですが、そう簡単に統合
できないのではないかと思います。

ただ世界的には、国家統合を重視して、そのために宗教の自由を武器
化し、宗教が利用されるということが起こっています。また、国家の支
配層が統合のためにやると同時に、一般の人々の中に、それを支持する
勢力がかなりある。むしろ草の根の層に、普遍主義よりも国家統合を支
える宗教性に向かっていく傾向がある。アメリカが典型的ですが、世界
的な傾向でもある。ヨーロッパの場合はそうではなくて、外国人排除み
たいな方向へ行くけれども、これは伝統的な枠組みの中で不利な立場に
置かれている人たちが、マイノリティーの人たちを排除しようとする
という、非常に不幸な相互排除関係のようなものが起こっているのでは
ないかという気がしますね。これは、ポピュリズムの成り立ちとも関わっ
てくると思いますけれども。これまでのところ、現状認識から突然、広
い話に行き過ぎたような気持ちですがいかがでしょうか。

現代アメリカ政治とスピリチュアリティ

島藺 二番目のテーマに行きます。まずは駒村先生に伺いたいので
すが、宗教の武器化など、こういう事態は憲法学的には従来の枠をはみ出
しているのか。立憲政治、そしてそれが民主主義的な政体と対応する
という方向へ、社会、世界の諸地域が進んでいくはずなんだ、という前提
を覆すようなものと見ていいのでしょうか。

駒村 そうですね。どの憲法観を採用するのかによりますけども、一
応、近代憲法、すなわち近代啓蒙主義の思想や哲学に立脚した憲法、が

「憲法」だとすれば、由々しき状況になってきているのかな、という気がします。ただ、国家統合に宗教を利用したり、宗教が精神的な基軸を提供するということは、日本国憲法が出来上がる以前からいろいろな国で行われてきたことです。ある意味で、歴史上繰り返されてきたことです。と申しますのは、国家をつくるという際には、二つのことがまず必要になります。一つは暴力の管理です。いわゆる刀狩りをしなければいけない。それから、家族共同体を超えた、非常に広域な政治共同体をつくるとなると、「象徴」が必要になります。要するに、国家をつくるときには、暴力の集中管理と、象徴の樹立が絶対必要で、国家と象徴は切っても切り離せない関係です。

その象徴の部分に何を据えるのが問題となりますが、この椅子をめぐって、宗教が台頭してくることはもう避けられない。が、宗教は人間の生き方の根本を規定しているので、誰もが気軽に帰依できるものではない。ところが、人間は自分にとって善いと思うものは、周りの人も善いと思ってくれるはずだと思いたがる。地域も社会も国家もこれを受け入れてくれないと困る、受け入れるべきだ、いや、受け入れて当然だ、という形になって、生き方の根本的構想の、拡張主義的な専制化が進みやすいわけです。これは歴史が明らかにしていると思います。あからさまに宗教が、いろいろな憲法的な条件を乗り越えて、公共領域に顔を出してくることは危険なことです。島藺先生がおっしゃっているスピリチュアリティということも、とても重要だと思います。日本では、宗教が大事であればあるほど、逆にむしろ人前では言いにくい話になるはずで、実際、人前で宗教の話題は出しにくい。ですから、宗教とは別の位相に立つ精神現象が目されるようになる。宗教は憲法のもとで政教分離とかなんとかががんじがらめだけでも、それとは別の精神現象は、市民の間の自由に任せましょうという話が出てくる。これがご案内のように、「儀礼論」の話につながっていきますね。宗教とは区別された儀礼というものが、政教分離の枠外に置かれるという構成を、実は日本はとってきているわけです。

そうすると、近代国家は宗教の専制化を掣肘していく半面、宗教から

分離された儀礼という精神現象が民間ではびこり、政府がそれを上手に使って国家的な行事につなげていく。儀礼的なものがスピリチュアリティ的なものを媒介として国家宗教的なものが立ち上がるとまずいのではないかという気がしますね。それから、もう一つだけ付け加えさせていただきます。「民主主義」は憲法的には原則・原理みたいに言われていますが、実は、憲法にとって最も危険なものが民主主義なんです。国民や大衆がある種のスピリチュアリティに目覚めて、「わが国は古来のこういう精神伝統に立ち返って、国家統治を立て直すべきだ」と大衆が一斉に言い出したときに、どうするのか。

ですので、近時のポピュリズムの流れと、陰謀論も含めて、そこに宗教が流入してきたときに一体何が起きるのが心配です。これは、民主主義を憲法がどう受け止めるかという問題と実はつながっている。「民主主義は尊い」とか、「民主主義は絶対だ」とは憲法の観点からは断言しにくいのではないかと。

島蘭 今のお話の中でまず一つ、日本では国家儀礼、それから死者追悼の儀礼が、社会統合に非常に大きな影響を持っています。多くの日本人は「宗教というと、ちょっと違うな」という意識を持っている。東アジア的としたいところもあるけれど、ここが日本でとりわけ顕著になっていることだと思います。ただ、今のお話の中で私のコンセプトと違うなというのは、儀礼というのは集団的なものですね。そこへいくと、スピリチュアリティは個人的なものとして広まっていて、これは欧米諸国でも SBNR、Spiritual but not religious と、「宗教にはついていけないけど、スピリチュアルには関心がある」という人がどんどん増えている。キリスト教が健在な米国はそれには限界があると言われていたんですが、21世紀に入って急速に、そういう方向へ動いています。

松本 若者がそうですね。

島蘭 若者がそうになっていったのです。これは先進国だけではなく

て、世界的に広がる傾向だと思います。先ほどの国際ヨガデーも、ヨガはもちろんヒンドゥー教あるいは仏教と結びついているけれども、むしろ健康法や身体運動として、あるいは個人的なスピリチュアリティの追求として、世界的に広がっている。恐らく国連は、これは宗教ではないという判断をしたのだと思いますが、インドのヒンドゥー政党にとって都合がいいことを、そうやすやすと国連が認めるというのはどうか、という疑問が私にはあります。ただ、スピリチュアリティが広がっていく現象が、それ自身で立憲体制と対立するということは、必ずしもそうではないかなと。

駒村 そのとおりだと思います。

島藺 むしろ、多様性を受け入れるという意識があるために、宗教ではなくてスピリチュアリティという方向へ向かっているという面もある。

駒村 補足させてください。宗教と儀礼とスピリチュアリティという、ある種三層構造になっていて、おっしゃるとおり、私が最後にポピュリズムに関連して言いたかったことは、この三層が一体化したときには、まずいのではないかということなんです。国家的な象徴、社会改革のベースになる精神、個人の救済に関わるもの、それぞれが独自性をもって大事なものであれば、これらは一体化する危険が見られる一方で、む



駒村圭吾 (こまむら・けいご)

慶應義塾大学法学部教授。専門は憲法学。関連する著作として『主権者を疑う——統治の主役は誰なのか?』（ちくま新書、2023年）。島藺理事長との共著に『宗教・カルト・法——旧統一教会問題と日本社会』（高文研、2024年）がある。

しろ統合を回避するための相互牽制をする精神的土壌になる可能性もあると思います。スピリチュアリティの観点から、例えば、神道の国教化を反対するということもあるでしょう。あるいは儀礼の観点から、国家に面倒を見てほしくないという主張もあると思います。逆にこれが一方に流れたときには危険だなということを申し上げたかったわけです。

スピリチュアリティは、これはもう専門家の前では申し上げるのとても勇気がいるのですが、日本の歴史を見ても、社会改革を推進する役割を果たすこともあったのであり、そういう例は多くあるわけです。他方で、おっしゃるように最近では個人化された内面の中での現象としてあって、それが人々の生き難さを提供しているケースもあると思います。個人の救済やある種の霊性体験みたいなものは、かつての回心運動のように、例えば福音主義派の人たちが、個人の霊的救済を耳元で語りかけ、その人の人生に寄り添った形で機能することはあります。が、何かそれが全体で標榜する運動として駆動していくと危険だということを申し上げたかったのです。スピリチュアリティが、おっしゃるとおり、多様性を維持させる場合も多いにあると思いますし、むしろそうであってほしいと思います。

島菌 私は1984年から1年間、カリフォルニアのバークレーに滞在しましたとき、あらゆる種類の教会の訪問をしました。福音派の教会は、その頃もうかなり勢いがありました。それで、ペンテコステ派と、そうではない福音派とで比べると、ペンテコステ派は黒人の教会、白人の教会もありますけど、ミックスもかなり多くあるという感じでした。ペンテコステ派は黒人文化の影響を相当に受けている。それに対して、それ以外の福音派の教会というと、要するに、そういう人たちから回心を促され、説得をされる。彼らは、例えばバークレーのキャンパスなんかにいる人だから、決して教育の程度が低いわけではない。しかし、いわゆるリベラルな人たちの体制にはなじめないという人たちですね。日本から来た宗教研究者としては、こうした経験はとても重要だと思いました。

かつての植民地体制にあった、例えばアラブでいうと、それまでのエリートは欧米に行って勉強して、帰ってきて国づくりをする役割を負う。そうではない人は民衆に近かったわけです。西洋帰りのエリートたちについていけないといけないという体制。そういうものへの不満があって、20世紀後半にはだんだんと内から下からの指導層が力をもつようになる。エルドアンはこうしたところから出てきた人物ですね。そういう人たちが選挙で票を得られるようになってきて、変化がこの50年くらいに際だって起こってきた。エジプトでいうとムスリム同胞団が選挙で政権を取りましたが、軍部の力でひっくり返されました。その前の時期に、私は6週間ほどカイロ大学にいましたが、1980年代のカイロ大学では女子学生はほとんど、ベールなど付けていなかった。だけど私がいた2006年には、ほぼ全ての女子学生はベールを付けていました。おしゃれなベールが多いのですが。カイロ大学の学生にムスリム同胞団についての意見を聞くと、「彼らはよくやっている」という感想が聞かれました。貧しい人たちをよく助けて、聖典を読むためのアラビア語をしっかりと勉強して伝えようとしている。こういう流れとして捉えますと、アメリカ合衆国の共和党支持者で、進化論反対派が持っているようなエートスと、エジプトのムスリム同胞団に共鳴するような人たちが持っているエートスは近いのではないかなと感じます。それが近代に対する不満、あるいは近代的なエリート支配に対する不満となるわけです。

そのように考えると、何か出来上がった理念を移し替えるものとして憲法を捉えるよりも、それぞれの社会で近代化・多様化が起こってくる中で、その矛盾や困難を、経験の中から克服していくためにつくり上げる法体系の基本として憲法を捉えると、もう少しまく理解できるのではないかなと思います。そのモデルはもちろん西洋にあるのですが、西洋のものをそのまま移すのではなくて、各地域で多元化していく。世界観が複雑化していく中で、民主主義の困難性が現れてくる、これをどう収めていくか、そこで形づくられるものと理解するということです。

駒村 政教分離を教条主義的な規範として振りかざせば統治は自ずと脱宗教化されて、合理主義的な計算に基づく政策形成ができて、それ自体は歓迎すべきことではないか、という見方もあると思います。しかし、先ほどから指摘されているように、そういう教条主義的な政教分離の適用は、得てして少数派を排除するための、あるいは多数派に有利な形で運営されることがあるので、注意が必要です。他方で、先ほど申し上げた、宗教と儀礼とスピリチュアリティのある種の布置関係は、国や地域によってさまざまです。処方箋は一つではない。ですから、ローカリティというか、国の個性に応じた、あるいは歴史的な経験に応じた工夫や説得の仕方があると思いますから、そこは柔軟に運営するような知恵を憲法も出さないといけない。いずれにしても、宗教は国家の象徴性と結びつき得る関係にあるので、政教分離を相対化することも教条主義化することも、そのいずれもが憲法と抜き差しならない関係がある。です。近代主義、反近代主義どちらかに偏って統治を硬直化させると、憲法自体の自殺行為になる可能性があると思います。

松本 先ほど出てきたスピリチュアリティの話ですが、島藺先生がペンテコステの教会に行かれたという。最近のアメリカのメガチャーチは、多少衰退するところも出てはいますが、あまり変わっていません。もちろん基本はキリスト教を掲げているものの、最近、多いのがノンドミネーションというものです。つまり、キリスト教に限定しない、場合によってはスピリチュアルなものも含むというところがすごく増えています。私もいろいろ調べたのですが、なかなか分かりにくくて、単に規模が大きいところであればあるほど、そういう傾向にあるような印象を持っています。アメリカのメガチャーチは、チャーチとはいうものの、元々が割とビジネスだったり、自己啓発っぽいものであったりします。それから、バックにマーケティング・リサーチ会社が付いていて、「この地域の住人はこういうことを求めている。こういう映画が好きで、こういう音楽を聴きたい」という、エンターテインメント性や、それから実は健康保険的な役割も担っています。アメリカはご存じのように福

社国家ではないので、貧しい人が病気になると非常に困るのですが、メガチャーチに定期的に来ることで、集団で保険に加入することができる。富裕層はそこに寄付、ドネーションをしますので、それでまわっているというところがあります。たくさんの人を動員できるということで、メガチャーチの活動はビジネスではないのですが、メガチャーチの経営でMBAが取れる大学も出てきたぐらいです。今はそこまではないのですが、一時期すごくもてはやされたときがありました。メガチャーチはもちろんキリスト教が理念にありますが、アメリカで若い人を取り込もうとすると、キリスト教ではなくスピリチュアルなところを前面に出して、動員している感じが非常にあります。

もう一つ、憲法との関わりということで気になるのが、確か第一次トランプ政権のときに、トランプがジョンソン修正案を廃止しようと躍起になっていた時期があったことです。何かというと、ベトナム戦争のときのジョンソン大統領が上院議員だった時期に、宗教団体が政治活動に献金できないようにする法案を通したのです。まさに憲法という政教分離が一応、アメリカにもあるということで、特に民主党は共和党よりも世俗化を重視する政党ですので、このような法律を作ったんです。それは一応ずっと生きていて、トランプが2017年に政権を取ったときに、そんなの廃止だと。廃止ってということで、何かいろいろなことをやって、大統領令に署名し、要するに宗教団体が堂々と政治献金できるようにしようとしたのです（大統領令は時限立法で6か月間は有効であったが、その後議会では承認されなかった）。駒村先生、何かそのことについてはご存じでしょうか。結局やっぱりそれは、憲法に違反するということですよ。宗教団体が政治的な活動というか、例えば大統領候補者にオフィシャルに献金をすることは憲法上できないという。

駒村 憲法上できないということはないと思いますけどね。政治献金は言論の自由の一環だという判決も出ていますし、憲法の観点から見た場合、宗教団体には、原理的に、政治献金が否定されているとは必ずしも言えないと思います。むしろ、宗教団体への免税措置との関係や宗教法

人の適格性認定の関係で、政治献金はできなくなっているはずですが。宗教団体が法人格を取得する際に、公益法人の一類型としてそれを与えられる場合が多いので、果たして政治献金等の政治活動をする団体がそのような公益法人と言えるのかという論点が浮上します。また、免税措置は、課税庁が免税の適格審査を行うことになっていますが、その際の適格要件の中に、団体活動の実質的部分が立法活動（ロビーイング活動）や選挙活動となっている場合は不適格になるとされていますので、免税措置はなされなくなってしまう⁵⁾。が、以上は、法人格付与や免税措置との関連で発生する制約ですので、宗教団体そのものが献金できないということではありません。

キリスト教福音派、メガチャーチの影響力

島園 宗教団体がやっている社会福祉活動に公的な支援が出るということ、むしろ積極的に認めていこうという考えもあります。宗教系の学校でも公的な資金援助が受けられる、日本もそうなっていると思います。ただ、カトリックのパリッシュ・スクールの場合は、もし宗教性が顕著な場合は、出してはいけないという時期もあったと思います。今それがどうなっているのかは分かりませんが、ブッシュ・ジュニアの時代、社会福祉事業的な活動に対する公金支出が、宗教系の団体にも認められるという変革があったと記憶しています。

日本の創価学会などが、1970年代には政教分離でかなり厳しく抑えられた、それが1990年代に創価学会に対する国家の対応が緩くなっていく時期、それから自民党との連立政権となってむしろ政権からサポートを得るという展開がありました。それらは重なっているなという印象を私は持っていて、日本も、今、災害支援に宗教団体が協力するというのに、私もですが積極的に関わっています。これは政府側も非常に乗り気で、そういうふうには、福祉の領域では、福祉国家というよりは宗教に任せるという方向への転換が、1990年代以降だと思うのですが、アメリカでも進行してるのではないかなと思いますね。

松本 間違いないです。

島藺 チャータースクールとか、ホームスクールとか、要するに公立学校の役割が低下して、そこへ宗教が介入していくのも増えていますよね。

松本 そうですね。

駒村 宗教団体の公益性や自律性を尊重して税法上の特別措置が与えられているわけですが、そのような団体が、特定政党や特定政治家に献金して良いのかというと、そこはやはりおかしいなという気はします。実際に先ほど述べましたように免税団体としての適格性は制度上剥奪されることになっていますしね。

さて、私も松本先生にお伺いしたいことがあって、先ほどの福音主義の話が出ましたが、アメリカの保守政治を支えている存在としては、メガチャーチ的にはバイブルベルトで発展した南部バプテスト連合がありますよね。他方で、メインラインとされる主流派のプロテスタントはどちらかというところ、これ私の偏見かもしれませんが、リベラルな感じがします。

松本 おっしゃるとおりです。

駒村 プロテスタントは、社会改革に興味があり、福祉や貧困救済、差別反対などの活動をしているから、社会の動きや政治の関与について、どちらかというところよく知っていて、それ故にリベラルな視点に立ち得ていると思います。しかし福音派は、どちらかというところ、個人の宗教的な覚醒とか回心を重視していて、いくなれば純粹化されていて、社会改革よりも内心における信仰の篤さを重視するので、政治に対するアプローチも、政策変更とか社会改革ではなくて、政治家に宗教を吹き込んで、覚醒や回心を求めるという方向になってしまう。ですので、社会運動や

制度改革を一挙に飛び越えて、政治家による権力的な形での宗教実現に結びつきやすいというように、素人なりに思っていたのですけれども、そういう理解でよろしいでしょうか。

松本 福音派はおっしゃるとおりです。例えば、トランプはまったく敬虔に見えないのに、どうして福音派の支持を集めているのかというのが、もっともよく聞かれる質問です。一方で、彼が政権にいたときは、側近にいわゆるカリスマ牧師と呼ばれる人がたくさんいて、定期的にホワイトハウスにそういう人たちが集まり、お祈りをしたり、いろいろ議論したりということが行われていました。また、当時はペンス副大統領がいました。彼こそが本当の福音派で、トランプはなんちゃって福音派です。ペンスは本当に徹底していて、仕事でも奥さん以外の女性とは1対1で食事すらしないという有名なエピソードがあるぐらいの、非常に厳格で敬虔な福音派のクリスチャンです。ですから、彼や側近のカリスマ牧師たちが福音派の支持を取り付けることで、大統領の権力と直結する影響力を発揮するところがありました。一方で、メガチャーチとかそういうチャンネルを使った影響力もあると思いますが、福音派の傾向としては、直接的に権力に働きかける面が強いと思います。

駒村 先ほどのお話ですと、メガチャーチが、スピリチュアリティに対するアプローチを強めているという。

松本 そういう部分もあるという意味で、全部がそうではないんです。

駒村 福音派もそうなんですか。

松本 福音派は、そうとも言い切れないです。

駒村 非常に危ないなと思ったのは、ある種のアテンション・エコノミーですよ。宗教のコマーシャライズというか、マーケティングが進

んでいる……。

松本 そうです。

駒村 アメリカでは政治の分野で、陰謀論も含めてお金になるからということもあってマーケティングが浸潤している。宗教の世界でも、今、そういう方向になっている。政治と宗教の背後にアテンション・エコノミーの浸潤があって、さらにAIがあって、それらが人々のボイスだとか発想を操れるということになると、いかにもアメリカ的ではあるのだけれど、ちょっと心配に思います。

松本 そうですね。AIのところまでカバーし切れていないですが、一時期はマーケティング・リサーチ会社がいっぱい入り込んで、それがメガチャーチにアドバイスをするということがすごくありました。

島藺 草の根の福音派教会はそれほど大きくない教会が多数あるというのが、1980年代のサンフランシスコ湾岸地域での私の印象でした。例えばバークレーにはファースト・プレスビテリアン・チャーチという比較的高学歴層が多いメンバー数も多い福音派教会がありましたが、そういうところに行くと、とても真面目に社会のあり方を考えている。彼らが考えるキリスト教モラルが尊ばれる社会ということです。例えば、PTAにしっかり参加しなさいと。そして自分のローカル・コミュニティから変革をしていくんだということも主張していました。実際に福音派の大学などが、どんどん成長しているわけです。知的な基盤も強めていて、プリンストン大学も起源は長老派で、プリンストンではあまり目立たないけれども、長老派全体では、少なくとも財政基盤は福音派的な要素がかなり濃くなっている可能性がある。その上に、知的エリート層がリベラル派に寄っているけれども、長老派は教派全体ではかなり保守層も強いと思います。

です。福音派は、それなりの社会的関心を持っていて、中には、例

えばトランプには批判的だけれど、共和党は支持するという人たちも相当にいるのではないのでしょうか。ただ、例えばガザ攻撃のようなインシユになると、やはりイスラエル支持は断然大きい。キリスト教シオニズムですね。民主党の中にもかなりイスラエル支持派がいるのはキリスト教の影響を抜きにして考えられないと思います。

松本 福音派の大学で有名なのが、バージニア州にあるリバティ大学です。コロナより前になりますが、私はリバティ大学の広報担当者にインタビューをしたことがあります。ここは実は、レーガン大統領と関係のある大学です。よく、トランプがお手本にしているのはレーガンだとされるんですが、レーガンは当時、離婚歴があったんですね。当時のアメリカでは、離婚歴があるというだけで大統領に非常になりにくいという、今のトランプを考えるともうあり得ないような状況でした。レーガンはもともと二流の俳優だったんですが、大統領になりたいとなったときに、キリスト教福音派を動員することで、自分が大統領になる可能性が増すんだということを考えたようです。そこでジェリー・フォルウェルという人が、モラル・マジョリティという有名な団体を組織します。これはもともと、ニクソンのサイレント・マジョリティをもじったものですが、そのモラル・マジョリティに福音派を入れ込んで選挙戦略を進めます。レーガン本人はキリスト教にはほとんど興味がなかったのですが、見事にレーガンを1980年にホワイトハウスに押し込んだのです。トランプは、基本的にはこのモデルを2016年に使ったということなんです。このジェリー・フォルウェルの息子のジェリー・フォルウェル・ジュニアが、実はトランプの宗教アドバイザーで、先ほどお話しした側近であるカリスマ牧師の一人です。また、リバティ大学の創立者はジェリー・フォルウェルですが、割と早世だったと思います。その息子であるジェリー・フォルウェル・ジュニアが、今、リバティ大学の学長で、福音派の大学として、福音派の若手をどんどん育成しています。この人たちはどういうところに就職するかというと、先ほど私が話題にした、ワシントンにあるファミリー・リサーチ・カウンスル、家庭調査協議

会、最大の福音派のシンクタンクというか、ロビー団体です。ここにどんどん人材を入れています。今、協議会のトップがトニー・パーキンスという人物なのですが、この人はリバティ大学の卒業生です。だからメガチャーチは1970年代ぐらいに出てきて、1980年代にわっとバブル経済というか、レーガンの頃に繁栄して、今はもうあまり影響力がないのではないかと、衰退したのではないかと、高齢化しているのではないかなどといった質問も受けます。しかし福音派は、若手の育成もすごくきちんとやっているということもあり、なかなか勢力は衰えていないというのが現状だと思います。

島菌 近代を前半と後半に分ける学者もいますが、私の見方ですと、20世紀の3分の2ぐらいまでは、学術を基盤に社会のあり方を議論する知的エリートたちが権威を持っていた。これは当時の高等教育の普及度から見ると少数派ですが、彼らが権威を持っていた。そこで追求される政策が、革新派でも保守派でも、分かれている時代があったと思うんです。その後、20世紀の最後の3分の1、あるいは4分の1から21世紀にかけて、大衆自身が政治に参加し、自分たちなりのビジョンで社会構想を語れるようになった。こういう大きな流れがあって、そこでは民衆の宗教意識を無視しない、そしてナショナリズムに応分の配慮をするとか、こういう方向への政治の変化があって、これが今の立憲主義の掘り崩しみたいなこと背景にあるのかなと思います。要するに、いかにナショナリズムやポピュリズムに向かう、そして宗教的な伝統に親和的な要素がある勢力が強い政治的な立場をとって排除の方向へ向かう、あるいは他者排除の武器に信教の自由を使うという方向へ向かう。それらを抑えていくかという課題があると思います。そのためには、それに対抗する側も、もう少し社会基盤の人心の動きに敏感になる必要があるのではないかと思います。

駒村 松本先生がさきほどジェリー・フォルウェルの話をされましたが、ちょうどそのころ、大学院生でして、ロン・ヤスの時代⁶⁾でした。

松本 そうですね。

駒村 あの辺りぐらいから、しきりにアメリカではファミリー・バリューということが言われて、大統領選でもそれが一つの争点になってきますよね。南部バプテスト連合が急成長する時代でもあったわけです。今の島藺先生のまとめにつなげると、悲観的な観測かもしれませんが、今アメリカで、もしかすると第5次大覚醒時代、5回目のグレート・アウェイクニング⁷⁾の時代になりかけているのではないかなと思うんです。第1次覚醒が1730年くらいから始まります。巡礼始祖が新天地に来て世代交代もあり、いろいろな移民も入ってくると、薄れてくる宗教性をどう立て直すのが問題となり、福音主義的な回心運動が始まる。この種の霊性回復運動がその後のアメリカ独立革命の精神的基盤になったと言われています。このような覚醒運動が大体50年ごとに起こるんですよね。前回は、まさに今話題になったフォルウェルの時代である1980年代。2020年代はまさにそこから50年経っているんですよ。陰謀論的な怪しい予言になってしまうといけませんが、そのひそみに倣うと、アメリカはその循環で動いているので、トランプが出てきた時代は、ひょっとすると第5次大覚醒になるのではと懸念されるわけです。最高裁が宗教の自由、政教分離を武器化している状況や、トランプの暗殺未遂で彼が神格化されつつある状況は、それを示唆している。しかもそこに今、50年前、つまりレーガンとかブッシュの頃とは違うのはインターネットの普及がある。Qアノンやディープステート陰謀論が飛躍的に拡散して、さまざまな不満を解放してくれている。唯一の救いは、トランプ自身が空洞だということですね。トランプ自身が信仰のある人ではない。彼はもう自分しかない人物なので、逆にどこかで宗教的なうねりとぶつかって、墓穴を掘る可能性はあると思っています。そういう方向に行かないためにも、今、島藺先生がおっしゃったように、宗教の側に立つ人も、世俗の側に立つ人も、ある種の節度と繊細な感度を身に付けないといけませんね。

アメリカにおけるカトリック教会の現状

島藺 パット・ロバートソンとかジェリー・フォルウェルの時代、また私がアメリカに滞在していた時代は、テレバンジェリスト⁸⁾という言葉がよく用いられていました。それはいろいろなスキャンダルもあったりして落ち込んだように見えますが、それが今、メガチャーチとなって、決して衰退したわけではなかったということになると思います。私がトランプについて、従来の、例えばブッシュ・ジュニアと違うと思うのは、黒人とかカトリックがかなりトランプ支持に回っているということです。カトリックの中で、今の教皇のような改革派、進歩派、リベラルに近い立場という人の路線に、私は希望を感じるけれども、それに対する潜在的な反対の動きはどのくらいあるのでしょうか。松本先生はカトリックに詳しくていらっしゃるので、うかがいたいです。

松本 実は、アメリカのカトリック教会の分断問題は非常に深刻です。今、島藺先生がおっしゃられたように、旧来的にはケネディ以来の伝統があって、カトリックは民主党支持ですが、実際に統計を取ってみると、割と真っ二つに割れています。バイデンは一応カトリックですが非常に世俗的であり、ペロシ前議長もそうです。中絶については当然、容認派ということもあって、カトリック教会がバイデンとペロシに、聖体拝領を拒否する事件も起きて、大騒ぎになったこともありました。ということで、カトリック教会が割とリベラルなカトリック、つまり民主党を支持する側と、むしろ共和党、トランプ側に付く保守のカトリックに分かれています。今、島藺先生がおっしゃったように、ローマ教皇がどういう人物であるかといったことも、非常に大きな影響があります。ご案内のように、フランシスコ教皇はラテンアメリカ、アルゼンチン出身で、ある程度解放の神学を認める立場から、割とリベラルです。同性愛者に対しても、同性婚は認めないものの、同性愛者も神の子であるという発言をしています。こういうことで、ヨーロッパでもいろいろ論争は起きているのですが、直撃しているのはアメリカです。例えばフランシ

スコ教皇は、単にそういうリベラルな発言をするというだけではなく、気候変動問題についても2015年に有名な『ラウダート・シ』という回勅を出しています。要するに、人間が欲望の赴くままに自然を破壊したら天罰が下るという非理性的なものではなくて、世界の気候変動学者を60人くらい招集してデータを作ってもらい、そのデータに基づいて書かれた宗教的な回勅を出したのです。宗教と科学が融合したということでも非常に話題になりました。ご自身が、実は化学の学士号を持っていらっしゃることもあって、科学に非常に理解があります。

でも、これをアメリカに置き換えると、ご存じのように、環境問題についてグリーン・ニューディールとかいうことでやるのは、バイデンの民主党であり、共和党は、パリ合意からトランプ政権期に離脱したとおり、一切、無視するという立場です。中絶の問題に関しては、さすがにカトリックのリーダーとして認めることはありません。しかし、中絶のことだけをキリスト教的な争点とするのは行き過ぎなのではないか、他にも貧困問題とかいろいろ大事な争点があるので、それも同時にちゃんと議論しなさいというふうに述べています。もちろん、中絶問題は大事ではないと考えているわけではないのですが、最優先事項ではない、そういう立場を取っているということです。もう一つ問題は、中国ですね。中国に対して、フランシスコ教皇は非常に妥協的な政策を取っていて、司教の任命権について、ほとんど中国共産党政権に妥協する形を取っています。これもアメリカでは、ローマ教皇はありえない、おかしいという非難がごうごう起きています。そういうこともあって、まさに今のローマ教皇がやっていることが、ほぼアメリカの民主党に近いことで、共和党を敵に回しているという言説につながり、それゆえ、アメリカでは今、ローマ教皇を批判する立場の保守系のカトリックと、ローマ教皇がやっていることは素晴らしいという、割とリベラルなカトリック教会に、完全に分断が起きているということがあります。

駒村 アメリカの最高裁判事、9人いますが、6名がカトリックですね。

松本 そうですね。多数派がカトリックですね。

駒村 ユダヤ教が1人で、メインライン・プロテスタントが1名、無教会派プロテスタントが1名。ほとんどがカトリックですね。リベラルな判事の中にもいますし、イタリア系、アイルランド系、あるいはラテンアメリカ系という違いもあったりで複雑ではあるのですが、今のお話を伺うと、カトリックだからといって、必ずしも「ごりごり」じゃない。両方あるというわけですね。

松本 そうですね。

駒村 それは、いつ頃からなんですか。

松本 以前からそういう意見の違いはあったとは思いますが、2013年にフランシスコ教皇がローマ教皇になってからでしょうか。最初はあまり政治的な発言はしなくて、ただ、その気候変動の回勅は2015年ですので、多分、それ以降ぐらいからでしょうか。例えばLGBTQのことですが、サンフランシスコにLGBTQ擁護の司教がいます。一時期、こんな人は、左遷すべきだとか、更迭するとかいう議論がなされる中、フランシスコ教皇はその司教を擁護します。それで確かその司教を大司教に昇進させたんです。それから、その逆もありました。同性愛者にヘイト的な発言をした司教がいて、さすがにクビにはしていないのですが、降格させたのです。その辺りからアメリカの教会の分断が顕著になったと思います。だから2010年代の後半ぐらいですかね。

駒村 ごりごりのカトリック国家であるアイルランドが憲法改正して、中絶の自由ですとか、同性婚を認めますよね。

松本 そうです。

駒村 カトリックの国で中絶を認めるのはおかしいのではないかという声もちろんあるわけですが、つぶさに見てみると、中絶をめぐるアイルランドでも、大衆社会や世界が黙ってられない悲劇が起きているわけですよね。あまりにも宗教的な厳格主義でやってしまったがために、医者が中絶を躊躇しているあいだに、母体と胎児の両方が死んでしまうという悲劇があって、「神に召された」では済まない事態に発展した。宗教的な厳格主義が行き過ぎて、非人間的な帰結が出ると、かのアイルランドであっても、中絶を容認し、憲法の改正までが求められることになる。もしかすると今後、宗教が生み出すかなり深刻な非人間的な状況が、「人間の本来の姿に立ち返るべきだ」という声を増幅させることになり、宗教の暴走を止める契機になるところはあるのかと思いますね。ただ、ジェノサイド含めて過酷な現実があるのに、何もできていない状況もまたありますからね。

松本 アイルランドは、2024年3月に外れたと思いますが、レオン・バラッカー前首相が実際に同性愛者で、しかも同性婚をされているんですね。前首相もパートナーもお医者さまです。さすがにそれでも、憲法は少し前に改正されたものの、一部ですごいバックラッシュもあったんです。ところがコロナで流れが大きく変わりました。バラッカー首相（当時）とパートナーが、コロナの真っ只中で、実際の医療現場で患者のために人命救助に関わったということで、国民の感情が大きく変化したとされています。パフォーマンスもあったとは思いますが、今まで同性婚は嫌だとか、許せないと思っていたアイルランドのカトリックの人たちが、人の命を救うという行為をこの2人がやっているんだということで、考え方に変化が起こったのだらうと思います。

駒村 非人間的で残酷な出来事ですか、あるいは救命のような、宗教的党派性では解決できない次元の問題をどう見るか、そこに対する感受性を、私たちがどう持つのかということが、恐らく今後とても重要になってくるのではないかと思います。

島 蘭 イスラエルによるガザ攻撃について、国連総会では圧倒的にイスラエルに対して非難と停戦要求の決議が出ています。けれども米国はイスラエル側に立っている。国際司法裁判所が、イスラエルに対して非難とジェノサイドの認定をしていますが、それを支持している国の代表が南アフリカ、それからヨーロッパの中ではアイルランドです。どちらも植民地主義を経験していて、そこから宗教が力になって、近代的な解放の方向へ向かってきたという背景があります。それから、アメリカの歴史は対照的になっているところがあって、中南米もアメリカ帝国主義の抑圧の下にあったという歴史があります。こういうことが歴史的な経験として、宗教が抑圧や排除に向かわない方向を選ぶ、そういうことを表しているのかなという気がしますね。そういう意味では、今の教皇に何とか踏ん張ってもらいたいという期待がかけられます。

駒村 そうですね。アメリカも、リベラルな政治手法がリベラルの首を絞めてきたという指摘が、ある政治学者によってなされています。それはアイデンティティ・ポリティクスという隘路についての批判なんですね。「自分を認めよ」、「この私のアイデンティティに何か意見を言う人は差別主義者である」という勢いで展開されるリベラルな運動は、市民としてどう連携するのかわではなくて、自己主張そのものをポリティクスにするというものです。これはもはや「政治」ではない、リベラルのアイデンティティ・ポリティクスは失敗であると批判されているのです。



司会・島蘭進(しまその・すすむ)

国際宗教研究所理事長、東京大学名誉教授。専門は宗教学・死生学。関連する編著に『政治と宗教——統一教会問題と危機に直面する公共空間』(岩波新書、2023年)。駒村教授との共著に『宗教・カルト・法——旧統一教会問題と日本社会』(高文研、2024年)がある。

が、今や保守派も、あるいはアメリカ政府自体がアイデンティティ・ポリティクスですよね。つまり、本来、シオニズムとユダヤ教というのは切っても切れないものにせよ、シオニズムの政治的展開やイスラエル政府の政策選択に対して批判することはあっていいことだし、それこそ言論の自由の領分だと思いますが、今は、即ユダヤ人差別になってしまう。「意見を言うことは、差別になるんだ」というわけです。これは、先ほどの最高裁判例とはまったく逆ですよ。「僕は、同性愛は神の意思に反すると思うから、ケーキは作りません。ディスアグリーメント（不同意）は決してディスクリミネーション（差別）じゃない」という方向が片方でありつつ、他方で、イスラエル批判のように、「ディスアグリーメントはディスクリミネーションになるんだ」ということになってしまっている。アイデンティティ・ポリティクス自体はアメリカのリベラルがやり始めて、アメリカ政府もそれを進め、しかも、世界の為政者がこれを利用し、国際的に浸潤しているのだとすれば、かなりまずいことになっていると思うんです。その観点からすると、今、先生がおっしゃったような、アイルランドと南アフリカの政治行動というか、司法行動というのは、非常に興味深いものがあると思います。

島菌 キリスト教シオニズムについて、松本先生のご本にも書いてあるのは、かなりの部分、イギリスに原因がある。イギリスがなんであんなにアメリカにくっついて、この排除の傾向を支持するのか。デモがあると、たくさんのパレスチナ支持の人々が参加しているように見えるけれども、実際にはかなりイスラム系の住民が出ているので、イギリスの白人の市民は、その辺りは冷たいんでしょうかね。

松本 もともとキリスト教シオニズムは、19世紀のイギリスが大英帝国の支配の道具として、キリスト教徒が直接、イスラム教徒を支配するのではなく、ユダヤ教徒にイスラム教徒を支配させるという構造で生まれたものです。19世紀イギリスの政治家、ベンジャミン・ディズレーリは、もともとユダヤ人でしたが、当時はキリスト教に改宗しなければ

首相になれなかったので、キリスト教に改宗して首相になったという人物です。

そして、チャーチル首相のおじに当たる、アントニー・アシュレー・クーバーという伯爵が、エルサレムの辺りに行った際にキリスト教シオニズムの着想を得て、これこそ大英帝国の統治のあり方として非常に有益だと確信しました。しかしそれがやがて、アメリカに渡ると結局これは、ユダヤ人のためのシオニズムというよりも、キリスト教徒がユダヤ国家を徹底的に支持するというものだったわけです。

なぜそのようなことをするのかというと、イギリスでは実務的な理由があったわけですが、アメリカに渡った時点でより一層宗教化したということが言えます。スコフィールドという注釈付きの聖書にそうしたことが書かれていて、これを福音派の人たちがこれを熱狂的に支持することになったのです。終末が来たとき、キリスト教徒が聖地エルサレム、今のイスラエルに行くことで救われるという考え方が、わっと流布して、それがキリスト教シオニズムとして、今のアメリカのキリスト教福音派の人たちが熱狂的に支持しているのです。これは本当に宗教的な、ファナティックな考え方が基盤にあるので、理性ではとても説明できないところです。そしてアメリカ政府、特に共和党はキリスト教福音派が熱狂的に支持していますが、民主党も党派を超えて支持しているので、今のイスラエルに対しては、イスラエルが何をしようが支持するということです。

島藺 私も日本の新宗教を研究していて、欧米における対応物というと、宗教改革以来のキリスト教のセクトがあるわけですが、そのセクトが今の福音派につながってくるような動きになります。それは、ほとんどミレニアリズム、千年王国主義、終末論というか、そういうものがベースにあります。それがスコフィールド聖書(1909年)のディスペンセーション⁹⁾という考え方ですね。いよいよ最後にイエスが再臨して、千年間の王国がパレスチナを基盤にして成立するという考えです。これは、さかのぼれば十字軍とか、全部つながってくるわけですね。だから

キリスト教のあるマイナス面が、そこへ、どっと入っているように見えるのですが。

松本 そうですね。

島藺 だけど、そのことはあまり言われていないので、少なくとも日本ではキリスト教の問題としてそれを反省するのは、なかなか難しいと思います。

駒村 ディスペンセーションというのは「摂理」ですよ。キリスト教の基層にはある種の摂理観があって、それで世界史の構造を説明することが、いよいよ本格的になされるようになったということでしょうか。宗教を武器化するという発想が、世界史レベルで動かし難い潮流として出てきたということなのかもしれません。先ほどから、近代と非近代、あるいは単一国家と多元的国家が棲み分け、お互い自制しながら共存する道を探ることを縷々議論してきたわけですが、どうも非常に大きなうねり、誰も批判できないような大きな構造体が現れつつあるようなので、とても重苦しい感じがするんですよ。ハーバード大学の総長が、大学の中では言論の自由も大切ですから、反イスラエルの抗議活動をそう簡単には止められないと議会で発言したとたんに辞任に追い込まれよう。アメリカは、もうほとんど今、マッカーシズム前夜という感じです。非常に大きなレベルで、すでに動かし難い摂理史観が蠢き始めたとなると、さて、憲法に何ができるのか。

島藺 マルクス主義も摂理史観と対応していると見ることもできますね。歴史には必然的な展開があって、世の最後の理想のときが来るという見方です。そのぐらい西洋文明に深く染み込んできて、冷戦体制が終わって、マルクス主義の摂理も怪しくなった。そこで新しい摂理の解釈を人類は求めてきた、というふうにも捉えられますね。

駒村 そうですね。歴史には始まりと終わりがあるということで、段階的にそっちに向かっている。だから、先ほどの大覚醒運動もそうかもしれません。累次を重ねてやがてどこかで終末がきて、ちゃんとやっていた人は救われますよ、みたいな、神の王国が築き上げられるような。普通の人には受け入れ難いことだと思っていますが、実は受け入れ難いと思っているのは私だけで、多くの人には実は心底では、受け入れているのかもしれない。

島藺 鈴木中正『中国における革命と宗教』（1974年）という本が出た頃、千年王国主義の比較研究が盛んでした。中国の王朝革命も、大体、宗教運動みたいなものがベースにあって起こって来ましたね。弥勒信仰など、結構、大きな役割を果たしています。そういうことで考えると、西洋だけの話ではなくて、世界的に人類は摂理的な歴史観になびきやすいという過去があったことは忘れない方がよいかもしれません。そのことを踏まえて、しかし、宗教が掲げる社会的理想に敬意をもつというのがいいのかなと思います。

駒村 冒頭にお話しした、Masterpiece Cakeshop 事件判決の中で述べられている興味深い記述があります。コロラド州の人権委員会が、信仰に基づく拒否を貫こうとするケーキ職人に対して、「お前、そんなので拒否なんかできないぞ、ちゃんとケーキを焼いて提供しなさい」と命令した。その命令を下すに至った委員会での審議過程で、宗教に対する暴言があったというんですね。その暴言は次のようなものだったそうです。「宗教的確信からゲイを否定するなんて、所詮、そんなものはレトリックに過ぎない、宗教のレトリックのおかげで、私たちはどれだけ悲劇を味わってきたか、ホロコーストもそうじゃないか、お前の主張はそういう危険なレトリックなんだ」と。このようにケーキ職人の信仰に対する敵意丸出しの言説だったわけです。宗教の側に立っていない者はやはり気を付けないといけな。あるいは、もう少し狭めて、法律家たちは気を付けなければいけないということです。「宗教はとにかく邪悪で、

危険で、アヘンみたいなものだ」と考えてはいけない。「所詮、自分のやりたいことを正当化するためのレトリックに過ぎない」という見方で決めつけてしまうと、事を見誤ることになると思います。だから、宗教に立つ側が専制化しないように自制すると同時に、世俗の側に立つ人間が、宗教に対する無理解や信仰に対する軽蔑とか、茶化しみたいなことを避けて、両者が共存する道を歩まなければいけない。両方とも頭に血がのぼって、対立やディスコミュニケーションの状況に陥るのはまずいです。それを回避するためにも、宗教現象をもう少しまともに取り上げて、かつ、公式的、形式的に両者を分けるのではなくて、うまい具合のバランスの取り方を工夫する。この辺、法律家的になりますけども、そういうところを探ることをしていかなければいけないのかなと思いますね。

抑圧的な状況下において宗教が果たす役割とは

島菌 ローマ・カトリック教会も、今の教皇の路線がずっと続くとは限らないけれども、対話を重視して、かつては宗教が避けられなかった独善性みたいなものに対して大きな転換をしたことを踏まえている。第2バチカン公会議以来、このことは変わらないですね。日本は敗戦において経験したことの中に、国家と宗教が一体化して、多くの人に犠牲を強いた。このことに対する反省が、現行の憲法の平和主義や基本的人権、政教分離の規定につながっています。こういうことを考える一方、あるいは先ほどの南アフリカとかアイルランドのような、抑圧的な状況からの克服に、宗教がポジティブな役割を果たしてきたということにも希望をもつ。こういう経験を横につないでいく、お互いに対話し、共通のものにしていく、そういうことが今後、望まれるのではないかなと思います。1970年に始まるWCRP（世界宗教者平和会議、RFP）という運動があります。本部はニューヨークにあるけれども、日本がかなり重要な役割を果たしてきたもので、世界の宗教的な平和組織の中では、もっとも大きな影響力を持っています。世俗主義的な人たちからはほとんど無視されているものですが、20世紀半ば以降に地道で大事な前進があるん

ですね。国際連合の設立、平和条約、不戦決議、人権宣言のように政治的に積み重ねてきた歴史に対応するようなものが、宗教の展開の中にもあります。そういう中に今後の宗教の自由と政教分離の見通しについて、明るい方向性を見ていくことができるのかなと思います。

松本 今年広島で行われた、ローマ教皇庁生命アカデミーの主催者がWCRP/RfP (Religions for Peace) でした。宗教間対話を通じて、今、人類にとって大きな脅威になりえることについて議論するというものです。今回のテーマはAIの倫理ということでしたが、なぜ広島でやるのかというと、まさに人類に対する最大の脅威である核兵器が落とされた場所だからということです。科学技術が暴走すると、核兵器が世界に甚大な被害をもたらします。それに、AIも今、イスラエルとかロシアが戦争に使っているということです。それを受けて実際にG7を6月にイタリアでやりましたよね。メローニ首相がローマ教皇を招いて、ローマ教皇がAIの問題について取り上げて、その後、G7でAIについて議論されました。それを受けて、7月に広島で宗教間対話をやったという流れになります。

そのような人類共通の脅威みたいなところをテーマにすることで、まったく異なる宗教の人たちが対話し、議論をなさいます。人類にとって脅威になりえるものは、他にもあると思いますが、そうしたものを共通の利害として、宗教間対話をどんどん活性化し、それが世俗社会に対しても大きな影響を与えることで、宗教なり、そうしたものが武器化しないような社会がありえるのかなと思います。それから、先ほど出てきましたが、宗教を持っている人たちに対して、本人は世俗的だと思っている、特に日本人にありがちなんですけれど、宗教や信仰に対して尊重する気持ちを持つことが、もっと教育の現場などでも言われてもいいのかなというのは常々思っています。まずこの間のオリンピックの開会式で大論争になった、最後の晚餐を模した、LGBTQの方たちがいっぱい横並びになっていたものです。あれに対してカトリック教会やアメリカのプロテスタントや福音派が苦情を述べましたが、さらに韓国のサムソ

ンもスポンサーから撤退するとか、アメリカのどこかの会社も撤退する事態になりました。イーロン・マスクすら苦言を呈したようです。もちろん、表現の自由という意味では、オリンピックで行われたパフォーマンスについても、認めるべきことであるのかもしれませんが。ただオリンピックという場合は、かなり多くの人に受け入れられないといけないので、例えば現代アートの美術館で、そういう作品を作りましたというのとは次元が違うと思います。企業のスポンサーとか、そういうところって、いかに万人に受けるかを意識していると思います。制約するのは難しいと思いますが、そういう中で、かなりの人が不快感を持つような表現はちょっと良くないと思います。やる側が、「自分は非常に世俗化している、政権分離ですよ」と考えている。あれは、フランスが多分、政教分離していて、革命によってそれを勝ち取ってきたっていうことを表現したいがために、マリー・アントワネットの生首を持ち出したってということじゃないかと思います。宗教を持っている人たちに対して、一定の敬意が足りなかったんじゃないかっていうのは、私も結構思っています。それから、日本でよくあるのが、最近は良くなったと思いますが、食べ物ですよ。例えばヒンドゥー教徒は牛肉を食べないとか、イスラム教徒は豚肉を食べないってあるじゃないですか。ようやく日本でもハラルが受け入れられつつあるんですが、一昔前、前任校でそれが議論になったときに、日本人の学生たちが非常にイノセントな感じで「なんで食べないの？ おいしいのに」っていう発言をしたんですね。本人たちは何も悪気はないけれども、例えばヒンドゥー教徒とかイスラム教徒の人たちを傷付けてしまうということ、そういうところに配慮することが、ある程度必要だと思っています。

駒村 最後に、私も二つ、申し上げたいと思います。一つは、統一教会が1970年代あるいは1980年代ぐらいに、勝共（共産主義に打ち勝つという立場）を加味した摂理史観の新しいバージョンを提供して、世界史あるいは世界観に対する知的な欠乏を埋めるということをやりました。その後、冷戦の終了などもあって、勝共的な史観を支える現実自体が様

変わりしたため、むしろ家族の問題にシフトしていくことになります。アメリカ、ヨーロッパでもそうだと思うんですが、宗教と家族の問題は切り離せないと思うんです。そういったときに、いつも言っていることなんですが、日本国憲法の20条と24条がやはり想起されるべきでしょう。20条が政教分離・信教の自由で、24条が家族条項なんですが、この二つは、前者が国家神道との決別、そして、後者が封建的家族制度からの決別を宣言する条文であり、新憲法を特徴付ける条文なんです。戦後、法令違憲判決は13本、処分違憲判決も数本ありますが、それらのほとんどが20条と24条の問題なんです。旧体制からの決別を示すこの条文をめぐる問題で最も違憲判断が多いという事実が意味するのは、脱宗教化や、伝統的家族観からの脱却は、本当に難しいということです。しかし、それをきちんとやらない限りは、要するに近代国家としては未完成だということだと思うんですね。宗教の自由は尊重に値するけれども、超えてはいかない一線は司法にきちんと死守してもらい、他方で、宗教団体や宗教者が、どういうふうに関わっていくのかということを考える。政教分離そして家族観の脱封建化こそ、戦後憲法を価値付ける核心なんだということ、忘れないようにしてほしい。

もう一つは、今、松本先生、島藺先生がおっしゃったことに関わりますが、宗教に対するアプローチは2段階でいくべきだということだと思います。個々の人間の信仰に対してはリスペクトをし、むしろ未知の体験に自分をいざなうものとして、積極的に関わっていくようなことが必要だと思います。柔軟かつ、積極的に対話をするということですね。他方で、宗教の政治化に対しては、敢然と批判をしていくことが必要だと思います。世界的なレベルで起きている宗教の武器化、政教分離の武器化という現象を前にして、これは政治家の権力温存のためのレトリックに過ぎないのか、本当の意味での思想戦なのかをきちんと分けることですね。どうも、本当の宗教戦あるいは思想戦ではなくて、何となく政治的な動員を確保するための便法として宗教が使われている面もあるのではないかと。こういう動きに対しては敢然と批判する必要があると思います。他方で、先ほど核の問題、気候変動という人類共通の課題に対して

は、宗教はまとまる可能性があるということが、一つの希望だと思います。私も、さっきそれを別の言い方で申し上げたつもりです。つまり、宗教規範の厳格適用の副産物として、あまりにも非人間的な悲劇が起きた場合には、人はNOを言うことができる、「人間の尊厳」に立ち返った判断を、人間はまだできるんだということが、私は最後の希望だと思っているんです。他方でしかし、宗教の名の下に（あるいは名を借りて）、あからさまな「人間の尊厳」の否定が起きているというのが現状で、そういう希望を失わないような知的な強さを、どう持っていくのかということが課題ではないかと思います。

島菌 ありがとうございます。現状認識から始まりまして、特に暗い見通しから始まった対話ですが、最後に前を向いて歩いて行けるという方向性を示していただけたと思います。宗教の側では、宗教が暗い方向性に関わっているという動向に目をつぶらないで、そうではない方向を指し示すというか、それが宗教に対する信頼を回復することにつながると思います。そういう大きな視点から宗教を見直すという試みに、むしろ積極的に関わっていくことができたかと思います。WCRP (RfP) に積極的に関与している方たち、あるいは団体はそのことを意識していると思います。その他にもさまざまな形で、公共領域での宗教の位置をしっかりと考えていこうという視点が、諸学問分野にあると思いますので、その方向は今後も大事にしていきたいと思います。本日はどうもありがとうございました。

駒村・松本 ありがとうございました。

注

-
- 1) Linda, Carroll. 2020“Most states protect doctors who refuse to do abortions because of religion” (<https://www.reuters.com/article/business/healthcare->

pharmaceuticals/most-states-protect-doctors-who-refuse-to-do-abortions-because-of-religion-idUSKBN1XT2H8/)。また、各州の規定については、“United States Protection of Conscience Laws” (<https://web.archive.org/web/20060407063932/http://www.consciencelaws.org/conscience-laws-usa/conscience-laws-usa-03.html>)、ならびに“Refusing to Provide Health Services” (<https://www.guttmacher.org/state-policy/explore/refusing-provide-health-services>)を参照されたい(参照 2025-01-24)。

- 2) ジョン・ロバーツ (1955-) が第 17 代首席裁判官 (最高裁長官) を務めている 2005 年以降のアメリカ合衆国最高裁判所の体制を指す。
- 3) ウィリアム・レインキスト (1924–2005) が第 16 代首席判事 (長官) を務めていた 1986 年から 2005 年までのアメリカ合衆国最高裁判所の体制を指す。19 年の長期にわたり在任し、在職のまま病死した。
- 4) ライクリック (*laiklik*) はライシテに語源を持つトルコ語で、世俗主義、政教分離を意味する。
- 5) 文化庁宗務課『海外の宗教事情に関する調査報告書』(2022 年) 142 頁以下参照。
- 6) 1980 年代、米国のロナルド・レーガン大統領と、日本の中曽根康弘首相が築いた蜜月関係と、それにもとづき日米の安全保障関係が強化された時期を指す。
- 7) *The Great Awakenings* (大覚醒) とは、アメリカにおける宗教復興運動。第一次 (1730 年代) を端緒とし、第二次 (19 世紀初頭)、第三次 (19 世紀後半)、第四次 (20 世紀半ば) と周期的にリバイバルが起こっていると指摘される。
- 8) テレバンジェリスト (*Televangelist*) は、テレビを通じて伝道を行う聖職者。
- 9) 神による人類救済の計画には段階的な時期区分があるという理解。